

## 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、介護給付費の推計に基づき、3年ごとに見直すこととなっています。令和3年度から5年度の保険料基準額（年額）は、70,200円です。

### ■所得段階別保険料(年額)

	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している人</li> <li>世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人</li> <li>本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.5 (×0.3)	35,100円 (21,100円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.75 (×0.5)	52,700円 (35,100円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額が合計120万円を超える人</li> </ul>	基準額×0.75 (×0.7)	52,700円 (49,100円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.9	63,200円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税であり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人</li> </ul>	基準額×1.0	70,200円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人</li> </ul>	基準額×1.2	84,200円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人</li> </ul>	基準額×1.3	91,300円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、320万円未満の人</li> </ul>	基準額×1.5	105,300円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が町民税課税で合計所得金額が年間320万円以上の人</li> </ul>	基準額×1.7	119,300円

※低所得者の軽減強化として別枠の公費による負担軽減により、保険料額(年額)は、第1段階0.3、第2段階0.5、第3段階0.7を基準額に乗じた額となります。

何かわからないこと、不安に思うことがありましたら  
下記までお問い合わせください

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1

鬼北町役場 保健介護課 介護保険係

電話：0895-45-1111（代表）